

埋蔵文化財保護の手引き

〔 七訂版 令和6年1月 〕

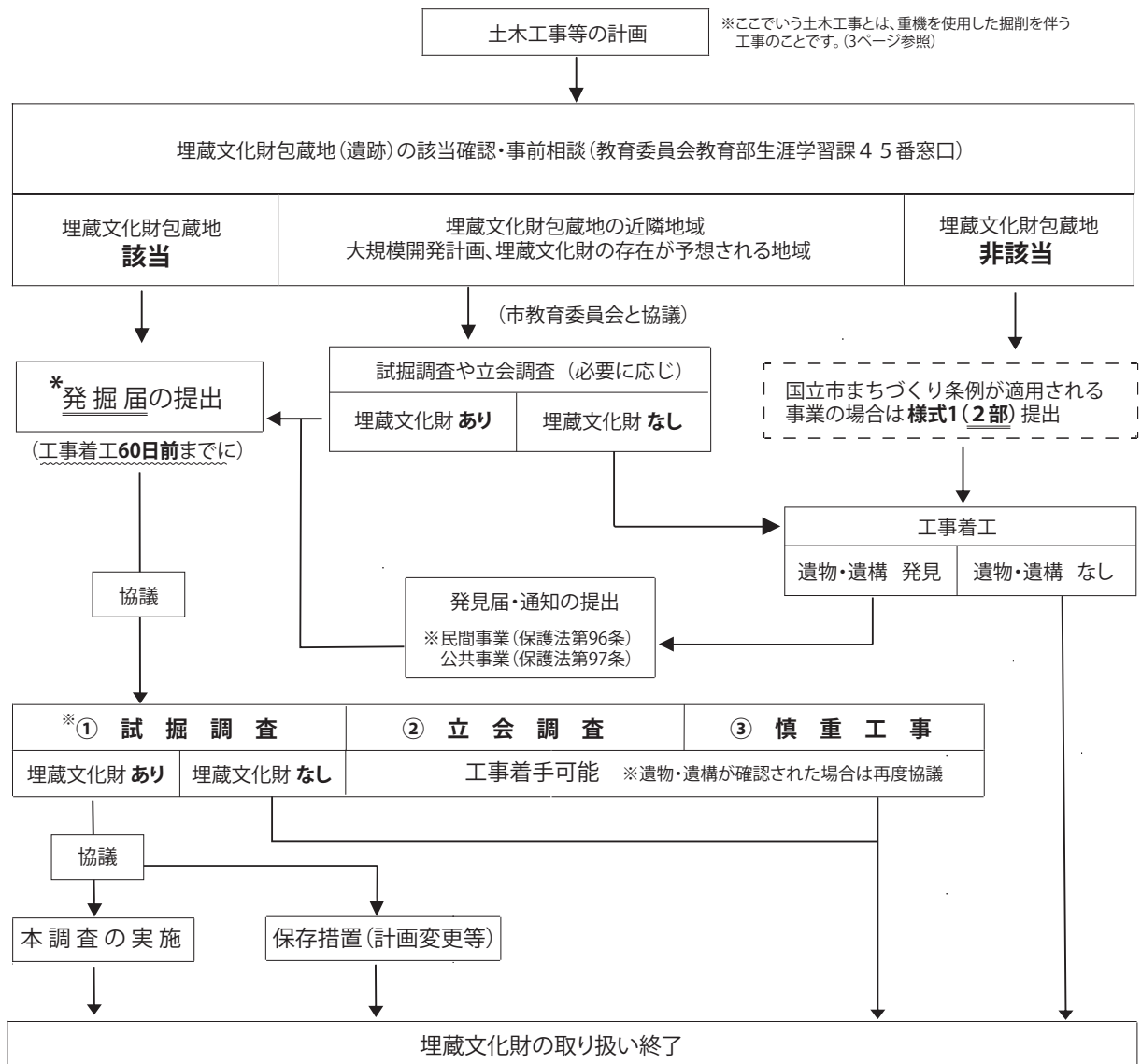
—埋蔵文化財包蔵地で土木工事や建築等を計画されている方へ—

国立市教育委員会

目 次

土木工事等に伴う埋蔵文化財手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
土木工事等を計画している方・・・・・・・・・・・・・・・・	2
届出等様式と記入例・・・・・・・・・・・・・・・・	6
調査方法の種類とその実際・・・・・・・・・・・・・・・・	18
関係法規・・・・・・・・・・・・・・・・	23
国立市遺跡地図・・・・・・・・・・・・・・・・	28

土木工事等に伴う埋蔵文化財手続きの流れ



※①試掘調査②立会調査③慎重工事の詳細については18ページ以降を参照

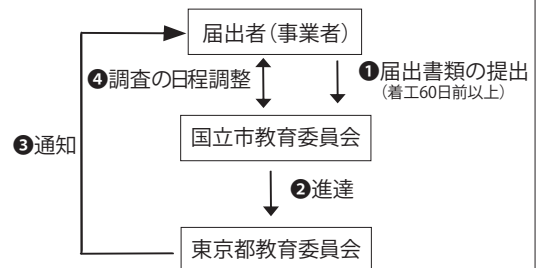
*発掘届の提出に必要な書類

- ①進達依頼書(国立市教育委員会宛)
【様式2・8ページ参照】 1部
- ②届出・通知書(東京都教育委員会宛・裏表)
【様式3・10ページ参照】 2部
- ③計画予定地案内図 **2部**
- ④工事平面図(A4判) **2部**
- ⑤工事断面図(A4判) **2部**
(基礎工事のGLからの掘削深度が分かる図面)

***承諾書【様式4・14ページ参照】 2部**
(届出される方と土地所有者が異なる場合、要提出)

必要な様式については、市のホームページより、PDFをダウンロードできます。様式の記入例は8ページ以降をご参照ください。

届出提出後の流れ



発掘届の提出書類を元に協議した結果が、東京都教育委員会から通知されます。
「試掘調査」・「立会調査」の通知があった際は、工事着手前に市教育委員会へ調査の日程調整の御連絡をお願いいたします。通常、提出いただいてから2週間程度時間がかかります。工期が迫っている場合は、協議結果を市教育委員会までお問合せください。

土木工事等を計画している方へ

市内には、30箇所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）があります。これらの遺跡は、原始古代から近世までの長い歴史が、地下に埋もれ残っているもので、集落、狩猟場、作業場、古墳、城館跡などの様々な種類の遺跡があります。これら貴重な文化財は、文化財保護法により保護されており、埋蔵文化財包蔵地内で土木・建築工事等により土地を掘削する場合、所定の手続きを要します。本書では、これらの手続きについてご説明いたします。

I 文化財保護法について

文化財保護法（以下「保護法」といいます。）は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」を目的として、昭和25年5月に制定されました。その後、昭和29年の改正を経て、近年の経済成長に伴う社会情勢の急激な変化や開発事業等の増加に対し、昭和50年7月には埋蔵文化財に関する制度の整備、地方公共団体の文化財保護行政の整備強化を中心とした改正が行われ、現在に至っています。

保護法では、文化財は国民共有の財産であり、国民は文化財保護行政に協力することの必要性が明記されています。特に埋蔵文化財の保護、保存については、市民の皆さまの協力がないと成り立たないものであり、ご理解ご協力をお願いいたします。

II 埋蔵文化財とは

「埋蔵文化財」とは、「土地に埋蔵されている文化財」のことをいい、文化財の種類ではなく、文化財の存在する状態を意味します。

埋蔵文化財には、住居跡・貝塚・古墳・城跡・寺院跡等の遺構と、土器・石器・金属器・瓦等の各種遺物が含まれます。これら遺構・遺物が発見される地域を埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と呼びます。

III 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）

周知の遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）とは、古墳等の外見により判るもののほか、口伝・表面採集・過去の発掘等によって、既に遺跡として知られている土地をいいます。

この周知の遺跡を地図上に示したものが遺跡分布地図です。しかし、埋蔵文化財は、地中に埋もれているため、明確な範囲を決定しにくく、現在表示している範囲は、絶対的なものではありません。現在、表示・未表示の地域でも将来の調査や工事中の発見等により、その範囲は変更されます。

このため、遺跡の範囲を知りたい方（特に土木工事や建築等を計画している方）は、市教育委員会教育部生涯学習課社会教育・文化芸術係に必ずご確認ください。

IV 埋蔵文化財の取扱いと事務手続きについて

国立市内には、現在30箇所の埋蔵文化財包蔵地（周知の遺跡）があります。この区域内で土木・建築工事等を実施する場合、もしくは工事中に遺跡（遺構・遺物）を発見した場合、保護法により一定の手続きが定められています。ここでは、この手続き方法について解説します。

A. 周知の遺跡内で土木・建築工事等を行う方

A-1 【事業主が民間の場合】

1. 工事の照会

計画地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」、「東京都指定旧跡・史跡」にかかるかどうか（一部もしくは接している場合も含む）を、立案段階など、できるだけ早く市教育委員会に照会し、本書巻末の遺跡分布図と照合してください。

特に、開発行為や中高層あるいは建築確認申請等に係る場合には（市都市計画課もしくは都建築指導事務所）、当該の事前協議や相談の開始より早い段階での照会をお勧めします。

2. 手続き

【埋蔵文化財包蔵地に該当しない場合】

保護法の手続きは必要ありません。ただし、「国立市まちづくり条例」に適用する事業である場合、書類による確認が必要となります（様式1・市様式6ページ参照）。

この書類は、計画地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか否かについて回答するもので、市教育委員会教育部生涯学習課へ提出してください。提出後2～3日後に、回答を付したものを窓口でお返ししますので、書類受理後、都市計画課 指導係まで提出してください（「国立市まちづくり条例施行規則」第78条）。

【埋蔵文化財包蔵地に該当する場合】

保護法の手続きが必要になります。原則として工事着手の60日以上前に、保護法第93条に基づく埋蔵文化財発掘届（様式3他）を提出することが事業主に義務付けられています。また、「国立市まちづくり条例」に適用する事業である場合は、様式1・市様式の書類も合わせて必要となります。ただし、様式1については、事務手続き上必要な場合、埋蔵文化財発掘届よりも早い段階で提出していただいてもかまいません。

〔手続きを必要とする建設・工事等の内容：基本的に重機を使用し掘削を実施する工事〕

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 道路及び河川の築造・整備改修工事（路盤、L型・公樹、歩道整備等を含む）② 住宅（木造を含む）、工場、ビル等建築の新築、増築、改修工事、擁壁工事③ 住宅造成、公園造成・整備、造園工事、土地区画整理、地盤改良（表層改良・柱状改良などを含む）④ ガス・電気・電話・水道・下水道管の埋設・撤去工事⑤ 電柱・電話柱・標識・街路灯など柱埋設⑥ 土砂採取、農地関連工事（天地換えなどを含む）、掘削（伐根）を伴う植樹・伐採⑦ その他の建設・土木工事（鋼管杭の打設などを含む） |
|---|

※その他、盛土（2m超の場合）や地質（ボーリング）調査（最大径20cm以上）、掘削を伴う現状変更等でも該当する場合があるため、窓口でご相談ください。

【埋蔵文化財発掘届の提出について】

- ◆埋蔵文化財の取扱いについての事前相談を受けた後、下表の所定様式に記載した文書と添付資料を生涯学習課窓口にご提出ください。

	提出書類	書式	備考	規格	部数
1	埋蔵文化財包蔵地の該当について（照会）	様式1 （市様式）	「国立市まちづくり条例」 適用事業のみ必要	A4判	正副 計2
2	埋蔵文化財発掘の「届出・通知」について（進達依頼）	様式2 （市様式）	押捺印した正本	A4判	正1
3	埋蔵文化財発掘の「届出・通知」について	様式3 （都様式）	押捺印した正本と複写した副本	A4判	正副 計2
4	承諾書 ※届出者と土地所有者が異なる場合等必要	様式4（5）	押捺印した正本と複写した副本	A4判	正副 計2
	提出図面	図面内容	備考	規格	枚数
5	案内図	地点又は範囲を明示した住宅地図等		A4判	2
6	工事平面図	土木・建築等の全体がわかる配置等の概要図面※	A4縮小コピー	A4判	2
7	工事断面図	土木工事等では地下に影響する部分、建築・工作物では基礎伏図と矩形図※	A4縮小コピー	A4判	2

※地盤改良では概要図（柱状改良は杭径、本数等がわかるもの）

- ◆埋蔵文化財発掘届関係書類を提出前の事前相談では、遺跡の状況、周辺の調査状況などの情報により、書類提出後の試掘・立会い調査の実施内容や遺構・遺物が検出された場合の取扱い等について話し合います。

- ◆東京都旧跡・史跡に該当する場合は、窓口で手続き等お尋ねください。

- ◆提出先・問い合わせ： 国立市教育委員会教育部 生涯学習課 社会教育・文化芸術係
〒186-8501 国立市富士見台2-47-1
TEL 042-576-2111（内線323）

3. 埋蔵文化財発掘届の提出後

市教育委員会で受理した書類の正本一組は、事前相談に基づく市教育委員会の意見を添えて、東京都教育委員会に送付されます（副本一組は市教育委員会）。

その後、東京都教育委員会から埋蔵文化財の保護上必要な指示が通知され（提出後7～14日程）、これに基づき遺跡の具体的な取扱いについて実施されます。その基本的な指示は下表のとおりですが、通常は、遺跡の現状を事前に確認する**試掘（確認）調査**もしくは**立会調査**が実施されます（下表①、②）。この調査により遺構・遺物が確認され、本発掘調査（本格調査・記録保存）ないし現地保存が必要な場合、これについての協議を行います。

遺構・遺物が検出されない場合は、ただちに工事を行うことができます。試掘調査結果の概要は、現地で市担当者から説明がありますが、正式な書類による調査結果及び取扱いについての回答は、市教育委員会より届出者に、7～14日程で回答されます。

〔保護上必要な指示内容の例〕

- ① 遺跡の遺存状態・内容等を把握するための（試掘・確認）調査を行う必要がありますので、ご協力をお願いいたします。なお、調査の結果、貴工事施行により遺構等が損壊する等埋蔵文化財の保存に影響がある場合は、工事着手前に発掘調査を実施してください。
- ② 工事にあたって、（国立市）教育委員会の職員が立ち会うこととしたいので、工事の実施に際しては連絡をとる等必要な御配慮をお願いします。
- ③ 工事により埋蔵文化財に影響が生じないように、工事実施の際慎重に施工するよう御配慮をお願いします
- ④ 遺構等が損壊する等埋蔵文化財の保存に影響があるので、工事着手する前に発掘調査を実施してください。なお、調査の結果重要な遺構等が発見された場合、その保存等について、別途協議しますので、御協力ください。

A-2 【事業主が国の機関等の場合】

土木工事等を計画している事業主が、国の機関等の場合は、民間の規定と異なります。事業主は、事業計画の策定にあたって、あらかじめ東京都へ埋蔵文化財発掘通知書を提出（第94条第1項／様式3の通知様式）し、事業計画の策定及びその実施について協議しなければなりません。実際上の手続きは、前項A-1【事業主が民間の場合】の場合に準じます。

なお、国の機関等とは、国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるものを示します。

B. 工事中に埋蔵文化財を発見した場合

周知の埋蔵文化財包蔵地以外の地域において、工事実施中などに埋蔵文化財を発見した場合、保護法第96条により、土地所有者又は占有者は、その現状を変更することなく、遅滞なく書面によって市教育委員会を經由して東京都に届出しなければなりません（様式6）。

埋蔵文化財発見届の提出により、東京都が必要と判断される場合には、工事の中止・停止等の命令を出すことができ、周知の場合と同様の取り扱いを受けます。

令和 年 月 日

国立市教育委員会生涯学習課 様

〒 ー
住 所
氏 名

印

埋蔵文化財包蔵地の該当について（照会）

当該地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか照会します。

記

1. 所在地 _____
2. 現 状 宅地 さら地 道路 水田 山林 その他（ _____ ）
3. 照会目的 (1)建築計画 (2)開発計画 (3)調査 (4)その他（ _____ ）
4. 添 付 書 類 照会地の案内図

照会についての回答

回 答 欄	受付番号	
	受 付 欄	

提出日を記入。

令和 2 年 6 月 15 日

国立市教育委員会生涯学習課 様

〒 186 - 0003

住 所 国立市富士見台 5 - 3 - 9
氏 名 国 立 太 郎

印

埋蔵文化財包蔵地の該当について (照会)

当該地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか照会します。

記

照会者。
代理人でも可能。会社・法人等の
機関・組織の場合は、必ず代表者
名を記入。
会社・法人等の機関・組織の場
合は、必ず代表者名を記入。
要捺印 (個人の場合は認印可)。

1. 所在地

国立市青柳4丁目18-2

照会地を記入。

2. 現 状

宅地 さら地 道路 水田 山林 その他 ()

3. 照会目的

(1)建築計画 (2)開発計画 (3)調査 (4)その他 ()

4. 添 付 書 類 照会地の案内図

該当するものを
○で囲む。

照会についての回答

回 答 欄	受付番号	
	受 付 欄	
	教育委員会の回答・記入欄です。 記入しないで下さい。	

令和 年 月 日

国立市教育委員会教育長 様

〒
住 所
氏 名

印

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について（進達依頼）

このことについて、下記における文化財保護法に基づく発掘届を提出しますので、東京都教育委員会教育長宛に進達方、よろしくお願いいたします。

記

1. 所在地 _____
2. 現 状 宅地 さら地 道路 水田 その他（ _____ ）
3. 事業名 _____

【文化財保護法関係提出書類・添付資料】

- | | |
|---------------------|-------------|
| ①埋蔵文化財発掘〔届出・通知〕について | 2部（正1部・副1部） |
| 添付図面（A4版） | |
| （1）案内図（位置図） | 2部（正1部・副1部） |
| （2）工事平面図（地表面部分のみ） | 2部（正1部・副1部） |
| （3）工事断面図（地下に影響する部分） | 2部（正1部・副1部） |
| ②承諾書 | 2部（正1部・副1部） |

〔問合せ先〕 郵便番号
住所・所在地
会社・機関名
担当者氏名
電話番号

※①、②については、届出者等の印を忘れずに押してください。

※添付図面は、A4版（図面縮尺率は指定なし／A3版折り込み不可）で作成してください。

なお、原図縮小により縮尺率が端数となる場合、原図青焼き又はそれを複写したものを1部添付してください。

※②の承諾書については、届出者と土地所有者が異なる場合は様式4、工事を行おうとしている者が、土地所有者等のいずれでもない場合（借地等により開発事業主が異なる場合）は様式5を提出ください。

提出日を記入。

令和 2 年 6 月 15 日

国立市教育委員会教育長 様

〒 186 - 0003
住 所 国立市富士見台5-3-9
氏 名 国 立 太 郎 印不要となる箇所に
二重線を引く。

埋蔵文化財発掘の「届出・通知」について（進達依頼）

届出者は、土地所有者、工事主体者、工事責任者のいずれかの方。会社・法人等の機関・組織の場合は、必ず代表者名を記入。要捺印（個人の場合は認印可）。

このことについて、下記における文化財保護法に基づく発掘届を提出しますので、東京都教育委員会教育長宛に進達方、よろしくお願いいたします。

記

1. 所在地

国立市青柳4丁目18-2

事業予定の所在地を記入。

2. 現 状

宅地

さら地 道路 水田 その他（

現状は地目ではなく、土地利用形態（登記簿上の現状ではなく、現在の土地の状態）。

3. 事業名

国立太郎様邸新築工事

事業名が決定していない場合は、仮称でもよい。

【文化財保護法関係提出書類・添付資料】

①埋蔵文化財発掘「届出・通知」について

2部（正1部・副1部）

添付図面（A4版）

(1)案内図（位置図）

2部（正1部・副1部）

(2)工事平面図（地表面部分のみ）

2部（正1部・副1部）

(3)工事断面図（地下に影響する部分）

2部（正1部・副1部）

②承諾書

2部（正1部・副1部）

【問合せ先】

郵便番号

186-0001

住所・所在地

国立市北5-1-1

会社・機関名

株式会社〇〇建設

担当者氏名

木村一郎

電話番号

042-576-〇〇〇〇

実際担当の会社及び担当の方。

※①、②については、届出者等の印を忘れずに押してください。

※添付図面は、A4版（図面縮尺率は指定なし/A3版折り込み不可）で作成してください。

なお、原図縮小により縮尺率が端数となる場合、原図青焼き又はそれを複写したものを1部添付してください。

※②の承諾書については、届出者と土地所有者が異なる場合は様式4、工事を行おうとしている者が、土地所有者等のいずれでもない場合（借地等により開発事業主が異なる場合）は様式5を提出ください。

第 号
令和 年 月 日

東京都教育委員会教育長 様

〒 ー
住 所
氏名等 (印)

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〔第 93 条第 1 項・第 94 条第 1 項〕、同第 184 条第 1 項及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条〔第 1 項・第 2 項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり〔届出・通知〕します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係わる遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当者責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定者
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

東京都教育委員会教育長 様

届出者は、土地所有者、工事主体者、工事責任者のいずれかの方。会社・法人等の機関・組織の場合は、必ず代表者名を記入。要捺印（個人の場合は認印可）。

提出日を記入。

第 令和 2 年 6 月 15 日 号

〒 186 - 0003

住 所
氏名等

国立市富士見台5-3-9
国立太郎

不要となる箇所に二重線を引く。



埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）〔第93条第1項・~~第94条第1項~~〕、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条〔~~第1項・第2項~~〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり〔届出・~~通知~~〕します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係わる遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当者責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定者
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

法第 93 条第 1 項・法第 94 条第 1 項（○で囲むこと）

1 所在地			
2 面積	土地 m ²	建物 m ²	
3 土地所有者	住所： 氏名等：		
4 遺跡の種類	散布地（包蔵地） 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 屋敷 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称	（遺跡番号 ）		員数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 分譲住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業（農道等含む） その他農業関連事業 土砂採取 その他開発（ ）		
6 工事主体者	住所： 氏名等：		
7 施行責任者	住所： 氏名等：		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項			

指導事項	発掘調査 立会調査 慎重工事 試掘・確認調査 その他（ ）
------	-------------------------------

〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。 ②指導事項欄は都教育委員会で記入。 ③遺跡の種類・現状・時代及び調査の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。

どちらか該当するものに○をつける

別 記

法第 93 条第 1 項・法第 94 条第 1 項（○で囲むこと）

1 所在地	国立市青柳4丁目18-2 事業予定の所在地		
2 面積	土地 200 m ²	建物 100 m ²	4 の項目は、巻末の遺跡地図裏面を参照し記入（該当するものに○をつける）。 現状は地目ではなく、土地利用形態。 員数は該当遺跡数で、複数の場合はその数を記入。
3 土地所有者	住 所： 国立市富士見台5-3-9 氏名等： 国立太郎		
4 遺跡の種類	散布地（包蔵地） <u>集落跡</u> 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 屋敷 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称	仮屋上遺跡 （遺跡番号 6 ）	員数	1
遺跡の現状	<u>宅地</u> 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ） 更地の場合は「荒蕪地」に○をつける。該当するものがない場合はその他に○をし、（ ）内に記入。		
遺跡の時代	旧石器 <u>縄文</u> 弥生 古墳 <u>奈良</u> <u>平安</u> <u>中世</u> 近世 その他（ ）		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 <u>分譲住宅</u> 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業（農道等含む） その他農業関連事業 土砂採取 その他開発（ ）		
6 工事主体者	住 所： 国立市富士見台5-3-9 氏名等： 国立太郎 通常は土地所有者		
7 施行責任者	住 所： 国立市北5-1-1 氏名等： 株式会社〇〇建設 代表取締役 △△△△ 現場代理人、監督員等の責任者。未定の場合は「未定」と記入。		
8 着手予定時期	2 年 8 月 20 日	9 終了予定時期	3 年 3 月 20 日
10 参考事項	事前の旧家屋の解体予定等を記入。		

指導事項	発掘調査 立会調査 慎重工事 試掘・確認調査 その他（ ）
------	-------------------------------

〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。 ②指導事項欄は都教育委員会で記入。 ③遺跡の種類・現状・時代及び調査の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。

第 号
令和 年 月 日

東京都教育委員会教育長 様

〒 ー
住 所
氏名等 ⑩

承 諾 書

私が所有する下記所在地における事業については、事業の〔工事主体者・施工責任者〕として、表記届出者が行う事業の実施及び文化財保護法に基づく届出を承知しておりますので、これに係る埋蔵文化財発掘調査の取扱いについて貴殿の指導に従うことを承諾します。

記

国立市 所在遺跡

届出者が土地所有者と異なる場合（工事主体者もしくは施行責任者）に提出が必要です。

第 号
令和 2 年 6 月 15 日

東京都教育委員会教育長 様

〒 186 - 0003
住 所 国立市富士見台5-3-9
氏名等 国 立 太 郎 印

承 諾 書

土地所有者の住所と氏名。会社・法人等の機関・組織の場合は、必ず代表者名を記入。要捺印（個人の場合は認印可）。

事業

私が所有する下記所在地における事業については、事業の〔工事主体者・施工責任者〕として、表記届出者が行う事業の実施及び文化財保護法に基づく届出を承知しておりますので、これに係る埋蔵文化財発掘調査の取扱いについて貴殿の指導に従うことを承諾します。

記

国立市 青柳4丁目18-2 所在遺跡

事業所在地

第 号
令和 年 月 日

東京都教育委員会教育長 様

〒 ー
住 所
氏名等 ⑩

承 諾 書

私が所有する下記所在地における事業については、表記届出者が行う事業の実施及び文化財保護法に基づく届出を承知しておりますので、これに係る埋蔵文化財発掘調査の取扱いについて貴殿の指導に従うことを承諾します。

記

国立市 所在遺跡

開発を行おうとする者が、土地所有者、工事主体者、施行責任者のいずれでもない場合に提出が必要です。

第 号
令和 2 年 6 月 15 日

東京都教育委員会教育長 様

〒 186 - 0003
住 所 国立市富士見台5-3-9
氏名等 国 立 太 郎 印

土地所有者の住所と氏名。会社・法人等の機関・組織の場合は、必ず代表者名を記入。要捺印（個人の場合は認印可）。

承 諾 書

私が所有する下記所在地における事業については、表記届出者が行う事業の実施及び文化財保護法に基づく届出を承知しておりますので、これに係る埋蔵文化財発掘調査の取扱いについて貴殿の指導に従うことを承諾します。

記

国立市 青柳4丁目18-2 所在遺跡
事業所在地

V 埋蔵文化財の取扱いと事務手続きについて

A. 試掘（確認）調査等

A-1 試掘調査

土木・建築工事予定地の埋蔵文化財の状況を事前に確認するために実施するものです。試掘調査は、通常予定地全体に対し坪掘り（試掘坑）を行い、全体の様相が判るように調査します。掘削の深さは、遺構・遺物が確認できる面までで、通常赤土（関東ローム層）の上面が目安となりますが遺跡により異なります（関東ローム層中にも遺構・遺物が存在する場合があります）。国立市では、浅い所では 30 cm 程で、平坦地では通常 50～80 cm となります。ただし、斜面地等 1 m 以上の深い所もあります。試掘坑は、原則として土木・建築工事予定地全体の 8 % 前後（5～15% 基準内）を目安に行いますので、通常 10m 四方に 2 × 4 m の試掘坑を 1 箇所掘る事になります。ただし、本調査費の積算根拠のデータを取らなければならない等、更に緻密な調査を必要とする場合、8 パーセント以上（10～20% 基準内）の試掘を行う場合や試掘坑ではなく短冊状（トレンチ）に調査を行う場合があります（予備調査）。

試掘調査の実施時期は、工事工程に支障をきたさないためにも、発掘届提出・東京都の指示後の早い段階で行うのが望ましいです。更地の場合は、日程や重機の手配等の協議が終わった段階で調査に入れますが既存建物がある場合、解体、除去後に調査を実施します。なお、試掘調査で重機掘削が必要な場合、建物解体時等に使用する重機（オペレーター付き）の協力をお願いすることがあります。

調査日数は、土木・建築工事予定地に対する試掘坑数により異なります。重機使用の場合 1 日に試掘坑 3～5 箇所程度の実施が可能ですので、個人住宅や共同住宅等 600 m² 以下の工事規模でしたら 1～3 日程度となります。

〔試掘調査の手順〕

- ① 立会者との調整と確認。隣地境、地下埋設管等の有無、建築予定区域と調査区位置の確認。
- ② 調査区の設定。
- ③ 重機による掘削（発生土は調査区脇に仮置き）。
- ④ 重機で表土を掘削し、関東ローム層より上面において手作業による遺構・遺物の有無確認。
- ⑤ 精査後に、調査状況の記録と、遺構等が検出された場合には、これらの記録を取る。遺構・遺物が検出された場合には、立会者等に現状確認と説明を行う。
- ⑥ 埋め戻し作業。

※書類による調査結果及び取扱いについて 7～10 日程で回答されます。

A-2 立会調査

簡易な調査方式で、工事の根切り段階等の掘削時に立ち会うものです。関東ローム層（赤土）上面まですきとる作業等を必要に応じてお願いすることや遺構の検出確認を行うことがあります。

ただし、この調査で対応しきれないほど遺構・遺物が発見された場合等は、その場で工事を中断していただき、試掘調査を後日実施する等の対応が必要となります。

よって、通常は次のようなケースの場合に限って実施されます。

〔立会調査とする場合〕

- ① 既存の土盛があり、過去の調査結果（周辺地域を含む）等から考えても、工事が埋蔵文化財に影響がないと事前に判断される場合。
- ② 遺構等が発見された場合でも、設計変更等が可能であることをあらかじめ市教育委員会と調整されている場合。
- ③ 建築予定地が既存建物等位置にあたり、既に地下深くまで掘削されていることが設計図面等で判断される場合。また、地下埋設管の敷設替等で既に行われている工事の範囲内で施工が行われる場合。
- ④ 小規模な工事のため、埋蔵文化財に与える影響がないと事前に判断される場合。
- ⑤ 周辺地域での過去の調査結果から遺構等の希薄な地域と事前に判断される場合。

A-3 慎重工事

地下の状況に対して、慎重に工事を実施していただきます。工事中に遺構・遺物が発見された場合、直ちに市教育委員会に連絡をしてください。

通常は、ほとんどありませんが、以下のケースの場合のみ対応することがあります。

〔慎重工事とする場合〕

- ① しかるべき発掘調査その他の措置が完了している場合
- ② 当該工事予定地が、既に削平され、遺跡が存在していない事が、現地観察等により市教育委員会が事前に判断できる場合。

B. 試掘調査・立会調査の実施後

試掘調査（確認）もしくは立会調査において、遺構・遺物が確認された場合、現状保存ないし、記録保存のための発掘調査（本発掘調査）が必要となります。調査結果回答を経て、直ちに埋蔵文化財の取り扱いについての協議を行います。

B－1 現状保存の取り扱い

現状保存には、以下のケースがあります。この措置をとった場合、工事の実施等を行うことができます。ただし、この判断は、工事内容と試掘調査のデータとの検討により、行政が判断することとなります。

- ①設計変更等により埋蔵文化財を破壊しないようにする場合
- ②埋蔵文化財を破壊する深さまで工事がおこなわれない場合

B－2 本発掘調査の取り扱い

本発掘調査が必要とされるのは、原則として次のいずれかに該当する場合です。（平成 10 年 9 月 29 日付「文化庁通知」、平成 12 年 3 月 28 日付「東京都埋蔵文化財事務処理要綱」による）

- ①工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合
- ②盛土・一時的な工作物等の設置で、埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがある場合
- ③恒久的な建物、道路等を設置することで、相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該文化財が損壊したのに等しい状況となる場合

1. 本発掘調査の協議

土木・建築工事によりやむを得ず埋蔵文化財を破壊しなければならない時は、その状態を、写真や図面等に記録しなければなりません。本発掘調査は、現場での発掘調査とそのデータ等をまとめる整理調査からなります（記録保存）。

①調査期間

調査期間は、調査対象面積や遺構・遺物の状態（特に量的な問題）等により異なります。発掘調査の大部分は、人手による作業であり、十分な時間を必要としますので、工事前に必ずこの期間を予定されるようお願いいたします。

②調査経費

調査費は、試掘調査データを基本に、発掘作業から整理作業及び報告書作成に至る工程作業を割り出し、その総作業量を見積もることにより費用等を算出します。

- 「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について（報告）」（平成 12 年 9 月 文化庁）
- 「東京都埋蔵文化財本発掘調査積算基準」（平成 14 年 3 月 東京都教育委員会）

③調査費用負担

発掘調査に係る直接経費は原則として、営利を目的とした開発などの原因者（受益者）の負担とさせていただきます。直接経費とは、現場における発掘調査に要する経費、出土文化財

の整理調査や報告書作成に要する経費等です。

なお、個人の専用住宅の建設等や中小企業が行う開発事業で発掘調査費用の負担が困難な場合については、国庫補助金や都補助金を活用し、市が本調査を行う制度があります。なお、この制度を利用するためには適用条件があるほか、事前協議や予算確保等に時間を要します。建築計画等の内容がまとまりましたら、お早めに生涯学習課までご相談ください。

④調査対象範囲

調査対象となるのは、計画地において埋蔵文化財が確認された地域の中で、土木工事等により影響を及ぼす範囲です。

⑤調査体制・機関の選定（委託）

発掘調査は、原則として、土木工事等を行う事業者（原因者）に指示されるものですが、学術的かつ専門的技術が必要であることから、遺跡発掘調査機関等へ委託することとなります。国立市では、学術的な調査を実施できる発掘会社へ委託しています。

⑥事業者と調査機関との契約

教育委員会、調査機関と事業者の間で発掘調査について合意がなされると、発掘調査に関する契約と三者協定（契約のみの場合もある）を結ぶこととなります。

2. 本発掘調査の実施

①発掘届の提出（法第 92 条第 1 項）

事業者と調査機関の契約が成立し、調査を実施する場合、法第 92 条第 1 項により「**埋蔵文化財発掘の届出について**」(様式7・都様式)を、発掘に着手する 30 日以上前に東京都に届出でなければなりません。

②本発掘調査の実施

本発掘調査は、現場の発掘調査と出土品の整理等による整理作業に分かれ、報告書の完成をもって全ての発掘作業が終了したことになります。

発掘調査は、測量作業、重機・人力による掘削作業、遺構・遺物の記録作業等の様々な作業からなります。また、整理作業は、現場で記録した図面や写真等の整理や出土遺物の水洗い・接合・復元・実測等の作業と、これらを報告書として仕上げる作業からなります。

これらは、試掘調査結果から予測される遺跡の調査規模・内容等により詳細が計画、実施されます。

3. 本発掘調査（現場作業）終了後の処置

①埋蔵文化財発見届・保管証

発掘調査等により出土した遺物は、遺失物法の適用を受けます。発掘調査終了後、速やかに「**埋蔵文化財発見届**」(様式8)を所轄警察署へ提出しなければなりません。これを受けて東京都は当該物件が文化財であるか監査します。また、調査組織の長は、学術上の整理作業等を行うため一時

保管する場合、速やかに「**埋蔵文化財保管証**」(様式9)を東京都教育委員会へ提出します。

これら出土品は国庫に帰属されますが、国で保有するとしたもの以外は、発見者又は発見された土地の所有者が、報奨金及び譲与を受ける権利を主張していない場合は、原則として出土地を管轄する地方公共団体に譲与され管理・保管されています。

②報告書作成

発掘調査の結果については、報告書を提出しなければなりません。報告書作成に長期間を要する場合、発掘調査終了後6ヶ月以内に調査結果の概要を記した書面(**様式10／実測図・写真・拓本等を添付**)を提出しなければなりません。

4. 本発掘調査終了後の現状保存のケース

本発掘調査は、記録保存の措置として実施されるもので、この終了後は、工事の実施等が認められることとなります。しかし、発掘調査の結果により遺跡を現状保存する価値が高いと考えられた場合、事業主と行政等の関係者により協議が行われ、以下の措置がとられるケースがあります。

①国等で「史跡」に指定し、その遺跡の全域又は一部を買収し、保存する。

②事業者の協力を得て、事業計画を変更して遺跡の一部を保存する。

関係法規（抄）

文化財保護法（抜粋）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二・三略

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五・六略

二・三略

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるとき

は、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令

- の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。
 - 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
 - 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。
 - 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
 - 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
 - 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
 - 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
 - 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)
- 第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
 - 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
 - 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
 - 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

- (文化庁長官による発掘の施行)
- 第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
 - 3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。
(地方公共団体による発掘の施行)
- 第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
 - 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
 - 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。
(返還又は通知等)
- 第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。
- 2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
 - 3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。
(提出)
- 第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。
(鑑査)
- 第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

- 2 都道府県教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとしたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第百三条 第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第百四条 第百条第一項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第百五条 第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
- 3 第一項の報償金の額は、当該都道府県教育委員会が決定する。
- 4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第百六条 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。
- 3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第百七条 都道府県教育委員会は、第百五条第一項

の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第十三章 罰則

第百九十三条 第四十四条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第百九十四条 第八十二条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第百九十五条 重要文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規

定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第二百二十三条第二項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第二百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第二百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第二百二十三条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第三十六条第一項（第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

二 正当な理由がなく、第二百一十一条第一項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

三 正当な理由がなく、第三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかった者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項（第

五十一条の二（第八十五条において準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかった者

五 第五十三条の六（第八十五条の四（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十七条の五（第九十条の四及び第三十三条の四において準用する場合を含む。）、第六十八条（第九十条第三項及び第三十三条において準用する場合を含む。）、第七十六条の四（第八十九条の三において準用する場合を含む。）、第七十六条の十五（第九十条の十一において準用する場合を含む。）、第二百二十九条の五（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第三十条（第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条又は第四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

七 正当な理由がなく、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五十六条第二項（第八十六条において準用する場合を含む。）又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかった者

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第九十九条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第二百二十条（第三十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十条、第一百八条及び第二百二十条（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）並びに第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五（これらの規定を第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第六十一条若しくは第六十二条（これらの

規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第六百三十三条において準用する場合を含む。)、第六十五条第一項(第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第六十七条の四、第七十三條、第七十六條の九、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三(第七百七十四條の二第一項において準用する場合を含む。)、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百十五條第二項(第一百二十條、第一百三十三條及び第七百七十二條第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十七條第一項、第二百二十九條の四(第七百七十四條の二第一項において準用する場合を含む。)、第二百三十三條の三、第二百三十六條又は第二百三十九條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項(第三十四条の三第二項(第八十三条において準用する場合を含む。)、第六十条第四項及び第六十三條第二項(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))並びに第八十条において準用する場合を含む。))又は第一百十五條第四項(第二百三十三條において準用する場合を含む。))の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

遺失物法(抄)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続その他その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「物件」とは、遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物(誤って占有した他人の物、他人の置き去った物及び逸走した家畜をいう。次条において同じ。)をいう。

2 この法律において「拾得」とは、物件の占有を始めること(埋蔵物及び他人の置き去った物にあっては、これを発見すること)をいう。

3 この法律において「拾得者」とは、物件の拾得をした者をいう。

4 この法律において「遺失者」とは、物件の占有をしていた者(他に所有者その他の当該物件の回復の請求権を有する者があるときは、その者を含む。)をいう。

5 この法律において「施設」とは、建築物その他の施設(車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。)であって、その管理に当たる者が常駐するものをいう。

6 この法律において「施設占有者」とは、施設の占有者をいう。

(準遺失物に関する民法の規定の準用)

第三条 準遺失物については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百四十條の規定を準用する。この場合において、同条中「これを拾得した」とあるのは、「同法第二条第二項に規定する拾得をした」と読み替えるものとする。

第二章 拾得者の義務及び警察署長等の措置

第一節 拾得者の義務

第四条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 施設において物件(埋蔵物を除く。第三節において同じ。)の拾得をした拾得者(当該施設の施設占有者を除く。)は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。

3 前二項の規定は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)第三十五条第三項に規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、適用しない。

第二節 警察署長等の措置

(書面の交付)

第五条 警察署長は、前条第一項の規定による提出(以下この節において単に「提出」という。)を受けたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、拾得者に対し、提出を受けたことを証する書面を交付するものとする。

(遺失者への返還)

第六条 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するものとする。

(公告等)

第七条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 物件の種類及び特徴

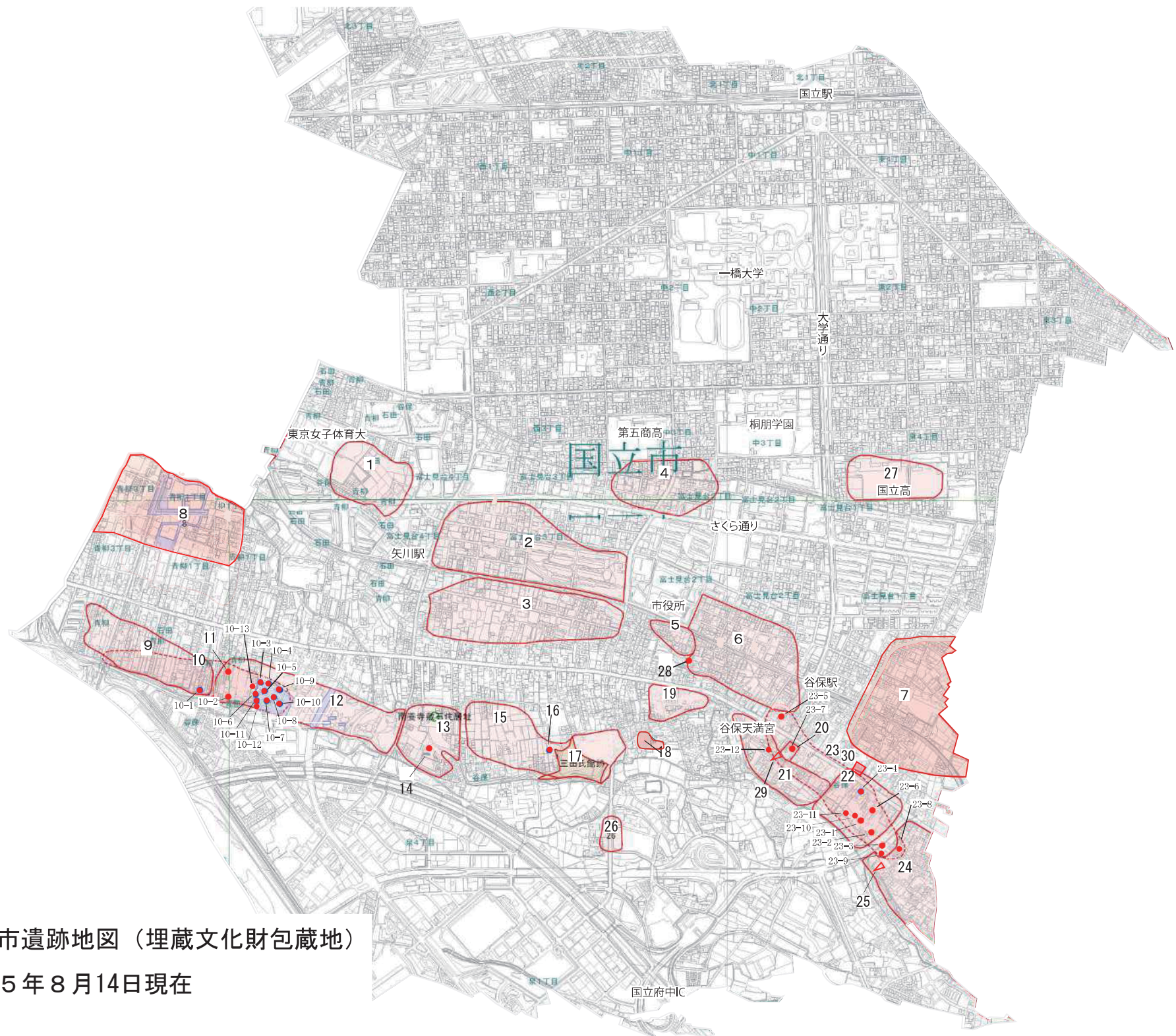
二 物件の拾得の日時及び場所

2 前項の規定による公告(以下この節において単に「公告」という。)は、同項各号に掲げる事項を当該警察署の掲示場に掲示してする。

3 警察署長は、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を当該警察署に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

4 警察署長は、公告をした後においても、物件の遺失者が判明した場合を除き、公告の日から三箇月間(埋蔵物にあっては、六箇月間)は、前二項に定める措置を継続しなければならない。

5 警察署長は、提出を受けた物件が公告をする前に刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定により押収されたときは、第一項の規定にかかわらず、公告をしないことができる。この場合において、警察署長は、当該物件の還付を受けたときは、公告をしなければならない。



国立市遺跡地図 (埋蔵文化財包蔵地)

令和5年8月14日現在

番号	遺跡名	所在地	遺跡の概要	時代	主 な 出 土 遺 物
1	国立市№1	富士見台四丁目	台地縁辺 包蔵地	縄平	縄文土器 土師器
2	峰上	富士見台三丁目	台地 集落 旧ブロック 礫群 配石 縄土坑	旧縄平近	ナイフ形石器 尖頭器 搔器 敲石 石核 剥片 縄文土器 土師器 須恵器
3	中峰下	谷保中峰下	台地 包蔵地 縄集石 中近土坑	縄平中近	縄文土器 土師器 須恵器 陶器 銭貨
4	国立市№4	富士見台二・三丁目 中三丁目	台地 包蔵地	平近	土師器 須恵器 土錘
5	仮屋上西	谷保峰之上	台地縁辺 集落 縄土坑 奈平住居	旧縄奈平	ナイフ形石器 縄文土器 土師器 須恵器 陶器
6	仮屋上	谷保仮屋上 富士見台二丁目	台地 集落 奈平住居 掘立柱建物 土坑 中地下式坑	縄(中)奈平中近	縄文土器 石鏃 土師器 須恵器 砥石 鉄製品 紡錘車 土錘 円面硯 瓦
7	東之原	富士見台一丁目 谷保東之原	台地 包蔵地 縄集石	縄平近	縄文土器 土師器 須恵器
8	緑川東	青柳一・三丁目	台地 集落 縄住居 敷石遺構、堅穴状遺構 集石 炉穴 土坑 ビット 奈平溝 井戸址	旧縄(早)奈平中近	ナイフ形石器 縄文土器 打製石斧 石匙 土偶 石棒
9	青柳	青柳二・三丁目	台地縁辺 包蔵地	縄(中)古奈平近	尖頭器 縄文土器 打製石斧 土師器
10	青柳古墳群	青柳二・三丁目 矢川三丁目	台地 古墳13	古	
-1	青柳古墳	青柳二丁目	台地 古墳・墓 径12m 高2m 古周溝 横穴式石室？ 近墓壇	古近	土師器 円筒埴輪 轡 陶磁器 煙管 銭貨 人骨
-2	青柳2号墳	青柳二丁目	台地 古墳（円墳）古石室	古	円筒埴輪
-3	四軒在家1号	矢川三丁目	台地 古墳（円墳）古石室 外周径20～21m	古	刀装具 刀子 鉄鏃 金環
-4	四軒在家2号	矢川三丁目	台地 古墳（円墳）古石室 外周径18～19m	古	小玉
-5	四軒在家3号	矢川三丁目	台地 古墳（円墳）古石室 外周径18～19m	古	直刀 刀子 鉄鏃 釘 玉類 金環
-6	四軒在家4号	矢川三丁目 青柳二丁目	台地 古墳（円墳）古石室 外周径21m	古	直刀 刀子 鉄鏃 釘 玉類 金環
-7	四軒在家5号	矢川三丁目	台地 古墳（円墳）古石室 外周径23～24m	古	刀装具 鉄鏃 釘 玉類 金環
-8	四軒在家6号	矢川三丁目	台地 古墳（円墳）古石室 外周径27m	古	直刀 刀子 鉄鏃 釘 金環
-9	四軒在家7号	矢川三丁目	台地 古墳（円墳）古石室 外周径21～24m	古	刀子 鉄鏃 釘 両頭金具 玉類 金環 須恵器
-10	四軒在家8号	矢川三丁目	台地 古墳（円墳）古石室 外周径27m	古	刀装具 刀子 鉄鏃 両頭留金具 玉類 金環
-11	四軒在家9号	矢川三丁目	台地 古墳（円墳）古石室 外周径17～18m	古	直刀 刀子 鉄鏃 釘 金環
-12	四軒在家10号	矢川三丁目	台地 古墳（円墳）古石室 外周径10～11m	古	釘
-13	四軒在家11号	青柳二丁目	台地 古墳（円墳）古周溝	古	
11	青柳無名墳	青柳二丁目	台地 古墳 古石室？	古	埴輪 直刀 金環
12	四軒在家	青柳二丁目 矢川三丁目	台地縁辺 集落 縄敷石住居	旧縄(中)奈平近	ナイフ形石器 縄文土器 剥片 土師器
13	南養寺	谷保栗原	台地縁辺 集落 縄住居 敷石住居 集石 土坑 ビット 平住居 土坑 近土坑 井戸 溝状遺構 市史一南養寺敷石住居址（昭和60.8.1）	縄(早前中後)奈平近	縄文土器 打斧 磨斧 石鏃 搔器 石匙 石錘 楔形石器 石皿 磨石 スタンプ形石器 凹石 敲石 土錘 土製円板 石棒 土師器 土師器 須恵器 刀子 羽口 瓦 鉄滓 陶磁器 板碑 銭貨

番号	遺跡名	所在地	遺跡の概要	時代	主 な 出 土 遺 物
14	南養寺古墳	谷保栗原	台地 古墳 古小型石室	古	
15	城山	谷保栗原	台地縁辺 包蔵地 縄土坑 平住居 中近石組粘土敷土坑 集礫土坑 ビット	縄(早中)奈平中近	縄文土器 打斧 石皿 土師器 須恵器 瓦 陶磁器
16	神明塚古墳	谷保栗原	台地縁辺 古墳（円墳）？	古？	
17	三田城跡（伝津戸三郎館跡）	谷保栗原	台地 城館 中井戸 空堀 曲輪 土塁 都旧 三田氏館跡（昭和19.3）	平中	土師器 須恵器 陶器
18	円成院跡	谷保栗原	台地 社寺 近土坑 溝状遺構 ビット	平近	土師器 須恵器 銭貨 鋳型 陶磁器 カワラケ
19	国立市№19	谷保栗原	台地 包蔵地	平	土師器 須恵器 陶器
20	関辨物址	谷保四丁目	台地縁辺 鋳物工房 古奈平溝状遺構 土坑 ビット 中溝状遺構 近掘立柱建物 溝状遺構 土坑 鋳造坑 溶解炉	縄中近	板碑 陶磁器 煉瓦 鋳型 埴塼 すきぎ 土製品 鉄滓 炉壁
21	梅林	谷保四丁目	台地縁辺 包蔵地 中溝状遺構	縄(中)平中近	縄文土器 土師器 須恵器 鋳型
22	下谷保	谷保四丁目 東之原 御経塚	台地縁辺 集落 縄住居 堅穴状遺構 集石 土坑 古住居 土坑	縄(早中)古	縄文土器 打製石斧 礫器 石槍 石鏃 搔器 楔形石器 石皿 磨石 スタンプ形石器 凹石 敲石 砥石 土師器 須恵器 菅玉 陶磁器
23	下谷保古墳群	谷保四丁目 御経塚	台地 古墳12	古	
-1	下谷保1号墳	谷保四丁目	台地 古墳（円墳） 径14m 高2m 古周溝 横穴式石室	古	直刀 刀装具 鉄鏃
-2	下谷保2号墳	谷保四丁目	台地 古墳（円墳） 径12m 高1.5m	古	
-3	下谷保3号墳	谷保四丁目	台地 古墳（円墳）	古	土師器
-4	下谷保4号墳	谷保四丁目	台地 古墳	古	直刀？
-5	谷保古墳	谷保 御経塚	台地 古墳（円墳？） 径10m 高2m	古	
-6	下谷保5号墳	谷保四丁目	台地 古墳（円墳）	古	須恵器
-7	国立市№23-7	谷保四丁目	台地 古墳（円墳？）古周溝	古	
-8	下谷保6号墳	谷保四丁目	台地 古墳（円墳）古周溝	古	
-9	下谷保7号墳	谷保四丁目	台地 古墳（円墳）古石室	古	刀子？
-10	下谷保8号墳	谷保四丁目	台地 古墳（円墳）古周溝	古	
-11	下谷保9号墳	谷保四丁目	台地 古墳（円墳）古石室	古	直刀 鉄鏃 刀子 毛拔 滑石製丸玉 ガラス製丸玉 歯牙
-12	下谷保10号墳	谷保四丁目	台地 古墳（円墳）古石室（切石切組）、古周溝、L字状土坑	古	須恵器 人骨 人歯牙
24	谷保東方	谷保四丁目	台地縁辺 集落 縄住居 敷石住居 焼土 ビット 埋甕 古住居 土坑 平土坑 円形周溝墓	旧縄(中)古平	縄文土器 打製石斧 磨製石斧 礫器 石鏃 石匙 石皿 磨石 石棒 三角状土製品 土師器 陶磁器
25	谷保東方横穴墓	谷保四丁目	台地斜面 横穴墓	古奈	人骨 刀子
26	国立市№26	谷保出井崎・泉五丁目	低地 包蔵地	縄平	縄文土器 土師器 須恵器
27	国立市№27	東四丁目	台地 包蔵地 近溝状遺構	縄平近	土師器 須恵器
28	石塚	谷保仮屋上	台地 古墳 古石室周溝	古	
29	梅林一号横穴墓	谷保四丁目	台地 横穴墓	古	
30	本田家住宅跡	谷保御経塚	台地 包蔵地 屋敷	縄近、近代	縄文土器 剥片 陶磁器 土器 金属製品 石製品 ガラス製品

埋蔵文化財保護の手引き

平成 17年 4月 1日 初版発行
平成 27年 6月 15日 改訂版発行
平成 28年 2月 12日 三訂版発行
令和 5年 4月 8日 四訂版発行
令和 5年 8月 3日 六訂版発行
令和 6年 1月 9日 七訂版発行

編集・発行 国立市教育委員会
生涯学習課